

法テラス二本松の閉鎖について

法テラス二本松は、東日本大震災によって被災された地域住民の皆様へ無料法律相談等をご利用いただいておりますが、このほど、令和3年3月31日をもって閉鎖することとなりました。

住民の皆様には、長い間、ご利用いただきましたこと、心より感謝申し上げます。法テラスでは、今後も住民の皆様のお悩みを解消するために努めてまいります。閉鎖後は、法テラス福島または法テラスふたばをご利用ください。

令和3年4月1日以降の法テラスのご利用について

これまで、無料法律相談等については「震災法律援助」をご利用いただいておりますが、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」は、有効期限が令和3年3月31日となっており、令和3年4月1日以降は「震災法律援助」による援助がご利用いただけなくなる見込みです。民事法律扶助制度による無料法律相談等は、引き続きご利用いただけます。

<民事法律扶助制度のご案内>

経済的に余裕のない方を対象に無料法律相談（同一問題で3回まで）や弁護士・司法書士費用等を立替える制度です。

無料
法律相談

弁護士・
司法書士費用
等の立替え

民事法律扶助利用の条件

① 資力が一定額以下であること（A、Bいずれの基準も満たす必要があります）

夫婦間の紛争の場合を除き、利用者本人だけでなく原則として配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。

医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。

基準 A 収入等が一定額以下であること

一般法律相談援助の場合

月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の目安は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円以下 (200,200円以下)	251,000円以下 (276,100円以下)	272,000円以下 (299,200円以下)	299,000円以下 (328,900円以下)

※()内は、東京、大阪などの大都市の基準です。※5人家族以上は、1人増につき30,000円(33,000円)が加算されます。※医療費・教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度額の範囲内でその金額が加算されます。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
41,000円	53,000円	66,000円	71,000円

代理援助・書類作成援助の場合

同居している家族から金銭的な援助を受けている場合は、その金額とご自身の月収との合計額が、上記の基準以下であることが必要となります。

基準 B 保有資産が一定額以下であること

一般法律相談援助の場合

現金・預貯金の合計が、次の基準を満たすことが必要です。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

代理援助・書類作成援助の場合

不動産(自宅や係争物件を除く)、有価証券などの資産を保有する場合は、その時価と現金、預貯金との合計額が、上記の基準以下であることが必要となります。

② 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含まれます。

③ 民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

【法テラスホームページ掲載箇所】

法テラスHP » 法テラスについて » 目的と業務 » 民事法律扶助業務

https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/mokuteki_gyoumu/minjihouritsufujo/index.html

【問合せ先】日本司法支援センター福島地方事務所（法テラス福島）TEL：0570-078370